

令和 7 年度滝沢総合公園遊具新設工事 仕 様 書

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、滝沢市（以下「発注者」という。）が実施する「令和 7 年度滝沢総合公園遊具新設工事」（以下「本工事」という。）に適用するものである。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については「共通仕様書（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）〔令和 6 年度以降、岩手県県土整備部〕」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
- (3) 本仕様書、共通仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

2. 関係法令等の準拠

本工事は、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
 - (2) 滝沢市都市公園条例
 - (3) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）
（令和 6 年 6 月 国土交通省）
 - (4) 公園施設の安全点検に係る指針（案）
（平成 2 7 年 4 月 国土交通省）
 - (5) 遊具の安全に関する規準（J P F A－S P－S：2 0 2 4）
（令和 6 年 4 月 1 日適用開始 （一社）日本公園施設業協会）
- なお、他に準拠できる資料があれば協議のうえ適用する。

3. 工事概要

本工事の概要は、下記のとおりとする。

- (1) インクルーシブ遊具の実施設計（詳細図面の作成含む）
- (2) インクルーシブ遊具の製作設置工事
- (3) インクルーシブ遊具設置に伴う基盤工事
- (4) インクルーシブ遊具設置に伴う安全施設の設置工事
- (5) 使用注意看板の製作設置工事

※基礎工事、運搬費用を含む。

※予算限度額の範囲内において追加して実施可能な提案があれば、積極的な提案を求める。

4. 要求事項

- (1) 提案上限額

1 2, 1 0 0, 0 0 0 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- (2) 施工箇所

滝沢総合公園

※「参考資料 1 位置図」及び「参考資料 2 現場写真」を参照。

(3) コンセプト

障がいの有無や国籍、性別などに関わらず、誰もが共に憩い、遊ぶことができるインクルーシブ遊具とすることを前提とし、既存遊具との一体性を持つ一方で、既存遊具で不足している遊びを提供することとする。

(4) 使用対象

おおむね3歳から12歳まで(幼児:3歳から6歳まで、児童:6歳から12歳まで)

(5) 施設等

①インクルーシブ遊具に係る基本方針の設定

提案にあたっては、下記表 No. 1～No. 5 の遊具のうち3種類以上設置すること。

No.	遊具の種類	遊具の特徴等
1	体が不自由な子どもも遊べる揺動系遊具	遊具の一部が上下・前後・左右に揺動する動きで遊ぶ
2	体が不自由な子どもも遊べる回転動系遊具	遊具の水平方向に回転する動きで遊ぶ
3	体が不自由な子どもも遊べる跳躍系遊具	遊具の反発力を利用し、子ども自身の飛び跳ねる動きで遊ぶ
4	音の出るサウンド遊具	遊具から出る音で楽しむ
5	居心地良い遊具	コージースポット、くつろぎの場等

②既存の木製野外卓について

既存の木製野外卓は、必要であれば移設や更新することを可能とする。ただし、費用は本提案に含めることとする。

③使用注意看板に係る留意事項

使用注意看板にあたっては、下記エンブレム及び下記文言を入れること。

なお、エンブレムの配置箇所、サイズ及び文言の段落箇所は問わない。



この遊具は、防衛省からの
交付金により設置されました。

(6) 配慮事項

①	既存遊具で不足している遊びを提供する遊具とすること。
②	各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した注意看板を配置すること。
③	設置する施設等に対して、車いす等でも円滑にアクセスできるようにすること。
④	遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
⑤	維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
⑥	現地を確認する際は、公園利用者の迷惑にならないようにすること。

5. 提案を求める範囲

(1) 目的物のデザイン・構造形式・機能

「4 要求事項」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン(完成予想図)、構造形式、機能についての提案を求める。

(2) 維持管理を容易・経済的にするための工夫

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。また、参考資料として、設置から更新までにかかる維持管理費用の説明資料（任意様式）を提出すること。

6. 施工に関する事項

①	施工時間帯は、8時30分から17時00分までとする。（土日祝日を除く） ※管理者が認める場合はこの限りではない。
②	受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員による材料の検収を行うこと。
③	工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事の過程が容易に把握できるようにすること。
④	土木工事施工管理基準に基づき、出来形管理図表・品質管理図表を作成すること。
⑤	遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
⑥	木材を使用する場合は、防腐処理証明書を提出すること。
⑦	現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び産業廃棄物処理法を遵守し、適切に処分すること。
⑧	工事区域は工事関係者以外の出入りがないよう進入防止柵等で封鎖するとともに、大型資材搬入時等の工事車両通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、他の公園利用者の妨げにならない様にする事。
⑨	工事に伴い、周辺の既施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。

7. 参考資料

参考資料 1 位置図

参考資料 2 現場写真

参考資料 3 エンブレム jpg データ